



**健康ベンチを  
設置しませんか？**

公園内に健康ベンチの設置を予定しています。希望する場合は、町内会を通じて、住宅都計課へ直接お申し込みください。申し込み多数の場合は、公園の利用状況等を考慮し、選定させていただきます。

- 対象 市内各町内会(地元で維持管理ができる公園であること)
- 設置基数 2基
- 申込み締め切り 7月31日(水)
- 問い合わせ 市役所住宅都計課



健康ベンチ

**公園遊具の異変に  
気付いたらご連絡を**

全国で公園遊具の不具合による事故が多発しています。住宅都計課では、当課の管理する公園を対象に年2回の点検を行っています。子どもたちの安全を守るためにも、公園遊具などに関して気付いた点があればご連絡ください。

- 問い合わせ 市役所住宅都計課



**過疎法における  
固定資産税の課税免除**

過疎法とは 香南市は一部地域が過疎地域に指定されていることから、「過疎地域自立促進特別措置法」(略して「過疎法」)の適用による固定資産税の課税免除を、「香南市固定資産税の課税免除に関する条例」により定めています。

■対象地域 赤岡町・夜須町

■適用期限 平成27年3月31日

- 要件
  - ・青色申告をしている事業所または個人
  - ・製造業、情報通信技術利用事業、旅館業にいずれかであること
  - ・要件判定に係る取得価格の合計が2,700万円を超えるもの
- 課税免除の対象
  - ① 工場用の建物およびその付属設備(事業の用に直接供する部分)
  - ② ①上記の建物に係る土地(取得後1年以内に建物の建築に着手した場合)
  - ③ 償却資産(機械および装置のみ)
- 課税免除の期間 対象となる資産に、固定資産税が課税されるべき初年度から第3年度までの、連続した3力年度。
- 減免の申請 固定資産税の課税免除を受けようとする方は、当該設備などを事業の用に供した日から1カ月以内に、課税免除の申請書に必要書類を添付し、税務課資産税係へ提出。詳細はお問い合わせください。
- 問い合わせ 市役所税務課



**社会を明るくする運動・青少年  
の非行問題に取り組み運動**

7月、「社会を明るくする運動」並びに「青少年の非行問題に取り組み運動」の強調月間です。この運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更正について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

地域が一つになって、「青少年は地域社会からはぐくむ」という認識を広め、ふれあいと対話のある明るい社会を作りましょう。

■問い合わせ 香南市福祉事務所

**高知県U・イーター  
人材情報システム**

高知県U・イーター人材情報システムとは、高知県へのU・イーター希望者(県外在住既卒者)と求人企業に、求人・求職に関する情報を提供するシステムです。

- 登録対象者
  - ▼求職者：高知県外在住の既卒者(学生は登録不可)
  - ▼求人企業：高知県内に本社または営業所等の事業所があり、勤務地が高知県内である求人企業。登録可能な求人は、常用雇用または常用雇用を前提とする求人。
- システムへの登録方法 ホームページから登録してください。また、申込書による登録もできます。ご希望の方は電話またはメールでお問い合わせください。



**使われていない農地や  
ハウスはありませんか？**

高知県農業公社では、使われていない農地やハウスなどを探しています。これらの情報を、新たに農業を始める方や、農業の規模拡大を考えている方などに、就農相談会や公社のホームページなどを通じて提供し、マッチングさせることで、使われていない農地や遊休ハウスなどの有効活用を図っていきたくと考えています。

売ったり、貸したりできる農地やハウスなどがありましたら、情報をお寄せください。

**農地の相続等の届け出**

相続等により農地を取得した場合、農業委員会へ届け出をすることが必要となります(農地法第3条の3第1項)。届け出の時期は、農地の権利を取得したことを知った日から、おおむね10カ月以内です。該当する方は、市役所農業委員会まで届け出をお願いします。

■問い合わせ 市役所農業委員会

**法人土地・建物基本調査**

本年7~9月に、法人の土地や建物の所有・利用状況等を調べる「平成25年法人土地・建物基本調査」が実施されます。調査結果は、土地に関する諸施策の基礎資料等として幅広く活用されます。

調査対象法人には、調査票が郵送されますので、土地・建物を所有していない場合も含め、回答をお願いします。インターネットによる回答も可。

■問い合わせ 国土交通省コールセンター  
☎0570-077553

**夏季の節電・省エネルギー対策 ~節電にご協力を~**

今夏、四国電力管内では、安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給ができない可能性が懸念されています。7月1日~9月30日までの平日9時~20時までの間、節電へのご協力をお願いします。

※節電をお願いする期間・時間帯に、無理のない範囲での節電をお願いします

13:00~16:00  
の節電が特に  
重要です!!

~節電メニュー(例)~

- ★空調
  - ・28℃を心掛ける
  - ・「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる
  - ・エアコンを消し扇風機を使用する
- ★照明
  - ・日中は不要な照明を消す
  - ・照明器具は、省エネ型の電球型蛍光灯やLED電球等を選ぶ
- ★電力消費機器
  - ・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要なときは消す
  - ・本体の電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く
- ★冷蔵庫
  - ・設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし食品を詰め込み過ぎないようにする

■四国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 ☎087-811-8535



2013

**第26回全国健康福祉祭こうち大会**  
**ねんりんピックよさこい高知**  
長寿の輪 龍馬の里でゆめ交流  
平成25年10月26日(土)~29日(火)



香南市  
ソフトボール  
サッカー